

JAFセゾンカード特約

第1条(名称)

本カードは、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)が提携してセゾンが発行するもので、JAFセゾンカード(以下「カード」という)と称します。

第2条(会員)

- (1)本特約および別途JAFの定めるJAF会員規則及びセゾンの定める会員規約を承認のうえ入会の申込みをした個人の方で、JAF及びセゾンが承諾した方を会員(以下「会員」という)とします。契約は、JAF及びセゾンが承諾した日に成立するものとします。
- (2)JAF会員規則に定める家族会員、法人会員およびジュニア会員は入会の申し込みをすることはできません。

第3条(カードの貸与と使用上の制限)

- (1)JAFおよびセゾンは、会員にJAF会員証の機能とクレジットカードとしてのセゾンカード機能とを持ったカードを貸与します。なお、既にJAF会員の方は、カード受領前に発行されたJAF会員証をカード到着次第処分するものとし、以後JAFのサービスを利用する際は係員の求めに応じてカードを提示するものとします。
- (2)カードはカード券面に表示された会員本人に限り利用できるものとします。
- (3)カード券面に表示された有効期限はカードの貸与期限であり、JAF会員証の有効期限とは必ずしも一致しません。

第4条(JAF入会金およびJAF年会費)

- (1)会員は、JAFに対して所定のJAF入会金およびJAF年会費をカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。
- (2)会員は、JAF会員証の有効期限の前月末日迄に会員からJAFに対し別段の意思表示がない限り自動継続をし、JAF年会費を支払うものとします。

第5条(個人情報提供・利用に関する同意)

会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という)は、JAFおよびセゾンが、以下の会員等の個人情報を以下の目的で相互に提供し、利用することに同意します。なお、JAFおよびセゾンは個人情報の提供・利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

- (1)セゾンがJAFに提供する個人情報とJAFにおける利用目的
- (2)提供する個人情報
 - ①入会申込書および入会後の届出書等に記載された事項
 - ②入会審査の結果およびカード会員資格喪失の事実(理由を除く)
 - ③カード会員番号と有効期限
 - ④カードの利用情報(信用情報を除く)
- (3)利用目的
 - ①JAF所定のカードに付帯するサービスの提供
 - ②JAF入会金・JAF年会費請求事務
 - ③JAF会員管理
- (4)JAFがセゾンに提供する個人情報とセゾンにおける利用目的
- (5)提供する個人情報
 - ①JAF会員番号
 - ②JAF会員資格喪失の事実
 - ③JAFが保有する会員属性情報
- (6)利用目的
 - ①セゾン所定のカードに付帯するサービスの提供
 - ②カード発行
 - ③セゾン会員管理

第6条(会員資格の喪失)

会員がJAF会員資格またはセゾン会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。